

廃棄物再生事業者登録証明書

指令広厚第27号

広島県廿日市市永原 164 番 1
株式会社 きやま
代表取締役 木山隆宏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、次のとおり
廃棄物再生事業者の登録をします。

平成19年10月30日

見本

広島県広島地域事務所長 山本 敏昭



登録番号	第02009号
登録年月日	平成18年5月12日
事業場の名称	株式会社 きやま 廿日市リサイクル工場
事業場の所在地	広島県廿日市市永原 164 番 1
廃棄物の再生に係る 事業内容	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じ たものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃プリント配 線板、廃容器包装及び廃石膏ボードを含み、鉛蓄電池の電極、 鉛製の管又は板、廃ブラウン管、自動車等破砕物及び特別管理 産業廃棄物であるものを除く。）の破砕